発議案第×号

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

令和×年×月×日

船橋市議会議長 渡 辺 賢 次 様

提出者 神 田 廣 栄

賛成者 鈴 木 いくお 日 色 健 人

齊藤和夫 杉川 浩

岩 井 友 子 浅 野 賢 也

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対する決議

我が国は、ウクライナの民主化・自由化を推進し、地域の平和と安定に寄与するために国際社会と協調しつつ、同国に対する支援を行ってきた。

そうした中、国際社会の懸命な努力にもかかわらず、2月24日にロシア軍がウクライナへの侵略を開始した。

ロシア軍による侵略は、同国の主権及び領土の一体性への侵害、武力の行使を禁ずる 国際法の深刻な違反であり、力による一方的な現状変更を認めないという国際秩序の根 幹を脅かすもので、断じて許されず、厳しく非難する。

国際社会は連携し、あらゆる外交手段を駆使して、軍の即時撤収と速やかな平和の実現に全力を尽くすべきである。

以上、決議する。

船橋市議会

理由

ロシアによるウクライナへの軍事侵略に対し、船橋市議会として抗議の意を表明する ため、決議するものである。これが、この決議案を提出する理由である。